

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区1号
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○宮城県条例の一部を改正する条例

(税 務 課)

一

ページ

条 例

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
第十六条の二第四項中「については」の下に「、前項の規定にかかわらず」を加える。

附則第五条第四項中「特定譲渡(法附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡をいう。以下この項において同じ。)の日の属する年の翌年十二月三十一日」を「取得期限(法附則第四条第一項第一号に規定する取得期限をいう。以下この項において同じ。)に、「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日」を「取得期限又は同日」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十三年度」を「平成三十四年度」に改める。

附則第七条の三第一項中「及び同条第二十九項」を「及び同項」に改め、同条第二項中「、第二十二項」を「の規定による申告書(前項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第二十二項に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。」を加え、「法施行規則附則第二条の六第二項」を「同条第二項」に改め、「控除する金額」の下に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削り、同条第五項中「、第二

十二項」を「の規定による申告書(第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第二十二項)に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。」を加え、「法施行規則附則第二条の六第二項」を「同条第二項」に改め、「控除する金額」の下に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第十条の二の四第一項中「第七十二条の四十八第二項に規定する事業税額の課税標準の」を「第七十二条の四十八第三項に規定する」に改め、同条第二項中「若しくは第七十二条の二十八」を「又は第七十二条の二十八」に、「申告書」を「申告書(前項の規定により控除を受ける金額を増加させる)」に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」を加え、「法施行規則附則第三条の二第二項」を「同条第二項」に改め、「控除する金額」の下に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第十一条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改め、同条第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第一項及び第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の三を削る。

附則第十一条の三の二中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条を附則第十一条の三とする。

附則第十一条の四第五項中「ガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二十七項に規定するものに限る。)」を「次に掲げる自動車」に、「前三項又は附則第十一条の四の三第六項から第十一項」を「第二項から前項まで又は附則第十一条の四の三第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 次に掲げるガソリン自動車
- イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二十三項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二十四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法施行規則附則第四条の五第二十五項に規定するもの

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十一条の四第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前二項又は附則第十一条の四の三第六項から第十一項」を「第二項から前項まで又は附則第十一条の四の三第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同項第一号イを削り、同号ロ中「附則第四条の五第二十項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十一条の四第四項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号イとし、同号ハ中「附則第四条の五第二十一項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十一条の四第四項第二号二及びホを削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項又は附則第十一条の四の三第六項から第十一項」を「前三項又は附則第十一条の四の三第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項第一号イ及びロを削り、同号ハ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十一条の四第四項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ロとし、同項第二号イ中「附則第四条の五第二十二項」を「附則第四条の五第二十項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十一条の四第四項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「附則第四条の五第二十三項」を「附則第四条の五第二十一項」に改め、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に、「附則第四条の五第二十四項」を「附則第四条の五第二十二項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ロ) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十一条の四第四項第二号二及びホを削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項又は附則第十一条の四の三第六項から第十一項」を「前三項又は附則第十一条の四の三第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項第一号イ及びロを削り、同号ハ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十一条の四第四項第二号二及びホを削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項又は附則第十一条の四の三第六項から第十一項」を「前三項又は附則第十一条の四の三第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項第一号イ及びロを削り、同号ハ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十一条の四第四項第二号二及びホを削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項又は附則第十一条の四の三第六項から第十一項」を「前三項又は附則第十一条の四の三第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項第一号イ及びロを削り、同号ハ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十一条の四第三項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号イとし、同号ニ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十一項」に改め、同号ニ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十一条の四第三項第一号ニ(2)を削り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ニを同号ロとし、同号第二号イ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十一条の四第三項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に、「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ロ) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十一条の四第三項第二号ニ及びホを削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 次に掲げる自動車であって新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十一条の四の三第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九

十条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十五項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法施行規則附則第四条の五第十七項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第二項中「(道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条

第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第十一条の四の三において同じ。」を削り、「同条第六項から第十一項」を「前項又は附則第十一条の四の三第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「前項」を「第一項」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号から二まで以外の部分を次のように改める。

次に掲げるガソリン自動車

附則第十一条の四第二項第一号イ及びロを削り、同号ハ中「附則第四条の五第三項」を「附則第四条の五第二項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十一条の四第二項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号イとし、同号ニ中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同号ニ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
- (ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十一条の四第二項第一号ニ(2)を削り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ニを同号ロとし、同項第二号イ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十七項に規定するもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (ロ) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十八項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物

及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十一条の四第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に、「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第二十一項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- (ロ) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第二十二項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十一条の四第二項第二号ニ及びホを削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十一条の四の三第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十一条の四の三にお

いて「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法施行規則附則第四条の五第九項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十六項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の次に次の一項を加える。

2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の法施行規則附則第四条の四第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えて

いることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第四条の四第六項に規定するものをいう。附則第十一条の四の三において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則附則第四条の四第七項に規定するものをいう。以下この条及び附則第十一条の四の三第一項第三号において同じ。）に該当するものを除く。以下この条及び附則第十一条の四の三において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十一条の四の三において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第十一条の四の三において同じ。）を受けるものの取得（附則第十一条の四の三第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第四条の四第九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十項に規定するもの（以下この条及び附則第十一条の四の三において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十一条の四の三において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第四条の四第十一項に規定する

エネルギー消費効率(以下この条及び附則第十一条の四の三において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成二十七年年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び附則第十一条の四の三において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四の三第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第十二条の二の第二項第二号」を「附則第十二条の二の第二項第二号」に改め、同項第四号中「附則第十二条の二の第二項第四号」を「附則第十二条の二の第二項第四号」に改め、同項第五号イ(3)中「百分の百八十」を「百分の百九十五」に改め、同項第七号中「附則第十二条の二の第二項第五号二」を「附則第十二条の二の第二項第六号ハ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「附則第十二条の二の第二項第五号イ」を「附則第十二条の二の第二項第六号イ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 法附則第十二条の二第二項第五号に掲げる石油ガス自動車
 附則第十一条の四の三第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 附則第十一条の四第二項又は第三項第一号に掲げるガソリン自動車
- 二 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの
 - イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - ハ エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第十一条の四第三項第二号ハに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)
 附則第十一条の四の三第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十一条の四第三項第一号」を「附則第十一条の四第四項第一号又は第五項第一号」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六第六項」に改め、同号イ(3)中「百分の百五十」を「百分の百八十」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第七項」に改め、同項第三号中「附則第十一条の四第三項第二号ニ又はホ」を「附則第十一条の四第五項第二号ハ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第十一条の四第四項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十一条の四の三第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 附則第十一条の四第六項第一号又は第七項第一号に掲げるガソリン自動車
- 二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)
 イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第八項に規定するもの
 - (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第九項に規定するもの
 - (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第十一条の四第六項第二号に掲げる石油ガス自動車
 四 附則第十一条の四第七項第二号ハに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)
 附則第十一条の四の三第五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 附則第十一条の四第八項第一号に掲げるガソリン自動車
- 二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)
 イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第十項に規定するもの
 - (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第十一項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第十一条の四第八項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十一条の四の三第六項から第八項までの規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成二十九年三月三十一日（第四号）」を「平成三十一年三月三十一日（第三号）」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改め、同項第一号中「第十一項」の下に「及び第十二項」を加え、「及び第十一項」を「から第十一項まで」に改め、同項第二号中「及び第十一項」を「から第十一項まで」に改め、同項第四号を削り、同条第十項中「前項第四号に」を「次に」に、「当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日」を「第一号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第二号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- 二 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十一条の四の三第十一項中「平成二十九年三月三十一日（第五号）」を「平成三十一年三月三十一日（第四号）」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改め、同項第五号を削り、同条第十二項中「附則第四条の六の二第十五項」を「附則第四条の六の二第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 車両総重量が十二トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上

を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するものに適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（同条第十六項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十一条の四の三の次に次の一項を加える。

（自動車取得税の賦課徴収の特例）

第十一条の四の四 県税事務所長は、自動車取得税の賦課徴収に関し、自動車が付則第十一条の四第二項から第八項まで又は前条第一項から第五項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき附則第十一条の四第二項から第八項まで又は前条第一項から第五項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして法施行規則附則第四条の六の三に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 県税事務所長は、納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第九十三条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について同条に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における法第二百九条第二項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第十一条の六第五項中「前項」を「前二項」に改め、「附則第十一条の六第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「においては」を「には、前項の規定の適用があるときを除き」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に

次の一項を加える。

4 法附則第十二条の二の七第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成三十年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第九十九条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第六条第一項（同法第七条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四十五号）第五条第七項において準用する場合を含む。）
二 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律百十三号）第十条第一項

三 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第七条第一項（同法第八条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第五条第七項において準用する場合を含む。）

附則第十二条第一項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号中「第四号及び第五号」を「以下この項及び第五項」に改め、「この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第三号中「いう」の下に「第五項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「この項及び次項」を「この条及び次条」に改め、「定められたもの」の下に「（第五項及び第六項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）を、「もの（次項）の下に「から第六項まで」を加え、「法施行規則附則第五条の二第六項」を「同条第六項」に改め、同項第五号中「除く」の下に「。第五項第五号において同じ」を、「規定するもの」の下に「第五項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第百五条第一項、第三項及び第五項の規定の適用については、当該自動車は平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第九項に規定

するものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第十項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので同条第十二項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので同条第十三項に規定するもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第十四項に規定するものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので法施行規則附則第五条の二第十五項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので同条第十六項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百五条第一項、第三項及び第五項の規定の適用については、当該自動車は平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第十二条の二 県税事務所長は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第三項から第六項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第三項から第六項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの

判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして法施行規則附則第五条の二の二に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 県税事務所長は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第百八条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第百九条から第百十一条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第百六条第一項の規定の適用については、同項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下この項及び第三項、次条第一項並びに第百六条の三第一項において同じ」とあるのは、「附則第十二条の二の規定の適用がなされた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

附則第十七条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。
附則第十九条中「平成二十九年」を「平成三十二年」に、「応じ」を「応じ、」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第十条の二の四第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）附則第五条第四項の規定は、県民税の納税義務者の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。

以下「新法」という。）附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である同号に規定する買換資産に

ついて適用し、県民税の納税義務者の改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日以前である同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

3 新条例附則第七条の三第二項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に提出する新法第五十三条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書若しくは新法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に係る法人の県民税又は施行日以後にされる新法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正（施行日前に提出された旧法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る事業年度分の法人の県民税若しくは施行日以後にされる新法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の県民税について適用し、法人が施行日前に提出した旧法第五十三条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書若しくは旧法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に係る法人の県民税又は施行日前にされた旧法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る事業年度分の法人の県民税若しくは施行日前にされた同条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

4 新条例附則第十条の二の四第二項の規定は、法人が施行日以後に提出する新法第七十二条の三第三項若しくは第三項の規定による修正申告書若しくは新法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日以後にされる新法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正（施行日前に提出された旧法第二十条の九の三の規定による更正請求書に係るものを除く。）に係る事業年度分の法人の事業税について適用し、法人が施行日前に提出した旧法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書若しくは旧法第二十条の九の三の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日前にされた旧法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正に係る事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 県税事務所長は、納付すべき自動車取得税（施行日以前の自動車の取得に対するものに限る。）の額について不足額があることを宮城県県税条例第九十三条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額

に係る自動車の取得者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第二百二十九条第四項の規定による通知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号。以下「改正令」という。）附則第六条第一項に規定する特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができるとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について同条例第九十三条に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用する。

7 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。
 （軽油引取税に関する経過措置）

8 新条例附則第十一条の六第四項から第六項までの規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）
 9 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

10 県税事務所長は、納付すべき自動車税（平成二十八年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを宮城県条例第八八条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正令附則第七条第一項に規定する特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（同条例第九九条から第一百一一条までの規定を除く。）を適用する。

11 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。
 （県税減免条例の一部改正）

12 県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。
 附則第七条の四第二項第一号中、「第三項又は第四項」を「又は第三項から第六項まで」に改め

る。

（宮城県条例等の一部を改正する条例の一部改正）

13 宮城県条例等の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち宮城県条例附則第十一条の三から第十一条の四の三までの改正規定中「第十一条の四の三」を「第十一条の四」に改める。

第二条中宮城県条例附則第十二条の改正規定の次に次のように加える。

附則第十二条の二を削る。